別紙１

年　　月　　日

総合県民局長

東部保健福祉局長　　殿

特定行政庁

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浄化槽設置者（管理者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　徳島県三好市池田町サラダ1610番地1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（自筆）　三好市長　高井　美穂

一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い

　下記の一戸建て住宅に合併処理浄化槽を設置するに当たり、その住宅部分について「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用をお願いします。

　なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに改善措置を講じることを誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 設置場所 |  |
| 浄化槽の処理対象人員の算定上独立した複数の住宅に対して緩和措置を適用する場合は、下表２～６を記載せず、代わりに別紙２を添付してください。 |
| ２ | 建築物の工事種別 | 　□新築　□増築　□改築　□なし（既存）　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 |
| ３ | 住宅部分の延べ床面積（１３０㎡＜Ａ≦１８０㎡） | 　　　　　　　㎡ | ※増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積を記入してください。 |
| ４ | 居住人員（≦５人） | 実居住人員　　　　　　　　 人 | ※将来の見込みは、増減後の人数を記入してください。 |
| 将来の見込み　　　　　　　人 |
| ５ | 台所の数（≦１か所）浴室の数（≦１か所） | 台所　　　1　　　　か所浴室　　　1　　　　か所 |
| ６ | 使用水量見込み（≦1,000ℓ/戸・日） | ℓ/戸・日 | ※現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。井戸水を利用する場合等も、可能な限り正確な使用水量見込みを記入してください。 |

※二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅は緩和措置の適用対象外です。

床面積、水廻りの位置**、**配管等が分かる図面（平面図）を添付してください。

なお、浄化槽の処理対象人員の算定上独立した住宅が複数ある場合、緩和措置を適用する住宅を示してください。

（遵守事項）

１　自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適切に実施します。

２　浄化槽設置後、表中３、４、５、６（別紙２を含む。次項において同じ。）に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合等には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、自らの責任において速やかに改善措置を講じます。

３　浄化槽設置者（管理者）を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、浄化槽設置届出書（計画書）の写しを引き渡す等して、表中３、４、５、６及び上記各項について遵守義務があることを承継します。